

## いなべ市事後審査型条件付一般競争入札共通事項

いなべ市が実施する事後審査型条件付一般競争入札に参加するための共通事項については、次のとおりとする。

なお、個々の入札に付する入札参加資格等については、別に公告する。この公告については、原則毎月第1木曜日（閉庁日のときは前後する。）にいなべ市ホームページ（<http://www.city.inabe.mie.jp/>）に掲載する。

### 記

#### 1 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 発注する工事の業種について、必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可を有する者
- (3) 現に有効ないなべ市入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 対象工事に配置を予定する現場代理人及び建設業法第26条に定める資格を有する主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）を適正に確保できる者
- (5) 公告の日から開札日までの期間において、いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成21年いなべ市告示第103号。以下「停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けていない者
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者
- (7) 建設業法その他の法令、規則等に違反していない者
- (8) 公告において示す参加資格要件を満たす者

#### 2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところにより開札日前日（閉庁日の場合はその前日）までに、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、あらかじめ公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

#### 3 入札参加手続きについて

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書を公告において示した日時までに持参し提出すること。ただし、市の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を

使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の場合は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことをもって、一般競争入札参加申請書を提出したこととする。

（注）入札保証金の納付書を同時に提出すること。（ただし、規則第8条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、入札保証金納付免除申請書を提出すること。）

#### 4 設計図書

- (1) 設計図書は、公告において示した期日まで閲覧に供するとともに、原則としていなべ市ホームページ、又は入札情報公開システムに掲載する。
- (2) 設計図書に対する質問は、公告において示す方法によって期日までに申し出ることができる。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答は、公告において示す期日にいなべ市ホームページ上の入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

#### 5 配置を予定する技術者等

- (1) 配置を予定する技術者等は、開札日以前3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (2) 配置を予定する技術者等は、開札日において他の工事において専任を要する技術者等であってはならない。
- (3) 入札参加資格の審査において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）等により配置を予定する技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、入札を失格とする。
- (4) 本社又は本店の所在地が市内にある者は、その本社又は本店の専任技術者であっても、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の市発注工事については、1件に限って工事請負約款に規定する現場代理人を兼ねることができる。
- (5) 市発注工事において、1人の技術者が主任技術者として兼務できる工事数は2件までとする。ただし、その合計請負金額は4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満でなければならない。

また、市発注以外の工事との兼務は認めない。

#### 6 入札書に記載する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書は規則で規定する様式により作成すること。入札書は、いなべ市ホームページから取得できるほか、契約監理課においても配布する。
- (3) 入札書には入札日、工事場所、工事名、入札者の住所及び氏名等を記入し、届出印で押印すること。なお、電子入札による場合はこの限りでない。

## 7 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、公告において示す提出方法等によって提出しなければならない。  
ただし、電子入札の場合は、入札書は電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録されたICカードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信し、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。
- (2) 入札執行回数は、1回とする。

## 8 工事費等内訳書

提出を必要とする。ただし、公告等において提出を求めない場合はこの限りでない。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。このほか、工事費等内訳書の確認及び審査に係る無効については別に定める（「工事費等内訳書の取扱いについて」参照）。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者が入札をしたとき。
- (3) 入札書が所定の日時までには到着しないとき、又は市の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされないとき。
- (4) 入札書の記載事項が不明なとき。
- (5) 入札者の記名及び押印のないとき、又は市長が指定する電子認証を取得していない者が入札したとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をしたとき。
- (9) 事前に落札可能件数届出書を提出し、落札可能件数を超過したとき。
- (10) 電子入札の場合、電子入札システムを使用しない入札をしたとき。
- (11) その他入札に関する条件に違反したとき。

## 10 開札

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所において行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をし

た者のうち、最低価格で入札した者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了する。

## 11 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認資料を審査した結果、適格であると確認された場合、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) 落札候補者となるべき者が複数ある場合、開札時にくじ引きにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 第1位落札候補者が不適格であったことが確認された場合、当該落札候補者のした入札を失格とし、次順位の落札候補者から適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、入札価格が同じ者（総合評価落札方式の場合は、評価値が同じ者）が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札者候補者の順位を決定する。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合、委任状を提出しなければならない。
- (4) 前号のくじ引きに際して、くじを引くべき入札参加者が指定した日時に参加できない場合は、入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くものとする。
- (5) 落札者を決定した場合は、速やかに落札者に通知する。
- (6) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、その旨をすみやかに当該落札候補者に通知する。
- (7) 前号の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（市役所の閉庁日を除く。執務時間中。）に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (8) 前号の説明を求められた場合、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内（市役所の閉庁日を除く。）に、回答書により回答する。

## 12 開札後に落札候補者が提出すべき書類について

落札候補者となった者は、公告で求める書類を提出しなければならない。

- (1) 落札候補者は、公告で求める書類を開札日から起算して3日以内に持参し提出すること。（市役所の閉庁日を除く、執務時間中。）
  - (注1) 「建設業の許可証明書等の写し」について、支社、支店又は営業所でいなべ市入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、当該支社、支店又は営業所が発注対象業種の建設業の許可を有することを証明する書類を必要とする。
  - (注2) 当該様式の記載事項に虚偽の申請が明らかになった場合は、不誠実な行為とみなし停止措置要綱に基づく資格停止等の措置を行なう場合がある。
- (2) 確認資料を提出した後、不足資料の新たな提出、資料の差し替え、資料の修正は認めない。

### 13 契約保証金

契約保証金が必要な場合は、公告において明らかにする。この場合において、契約保証金額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、受注者が次の場合においては、契約金額の100分の30以上とする。

- (1) 契約金額5億円以上の特定建設工事共同企業体
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）

### 14 契約書の作成

必要（受注者において作成すること）。

### 15 議会の議決に付すべき契約について

- (1) いなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条に規定する契約（予定価格1億5,000万円以上の工事等）については、議会の議決があったときに契約としての効力を生ずる旨を記載した仮契約書を作成するものとする。
- (2) 仮契約書の作成後、議会の議決までの間に落札者（共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が、会社更生法若しくは民事再生法に基づく申立てがなされた場合又はいなべ市から入札参加資格停止を受けた場合、仮契約を解除することがある。

### 16 虚偽記載があった場合の措置

確認資料に虚偽の記載が認められた場合は、入札参加資格停止の措置を講じることがある。

### 17 建設業退職金共済事業制度の掛金収納書の提出

建設業退職金共済事業（建退共）制度に加入している者は、金融機関で共済証紙を購入し、発注者名及び工事名を記入して、「掛金収納書（契約者が発注者へ）」を監督員に提出すること。

【建退共についての問い合わせ先】

建設業退職金共済制度事業本部 三重県支部  
津市桜橋2丁目177番地2 三重県建設産業会館内  
TEL 059-253-6505 FAX 059-228-6143

### 18 CORINSの登録

契約金額500万円（税込）以上の工事を請負った場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録し、「工事カルテ」

を監督員に提出すること。

## 19 開札の中止等

- (1) 開札前に談合情報が寄せられた場合、いなべ市入札参加資格審査会の審議により、開札の延期又は中止等の措置を講じることがある。
- (2) 天災その他止むを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止することがある。
- (3) 前各号の場合、入札参加に係る一切の費用は補償しない。

## 20 その他

- (1) この共通事項に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令及び規則その他法令の定めるところによる。
- (2) 下請施工を必要とする場合は、可能な限り市内業者へ発注するように努めること。また、同一の入札に参加した業者と下請契約を締結することは、真にやむを得ない事情があり、監督員が承認した場合でない限り認めない。
- (3) 工事の施工に必要な資材、建設機械等の購入等は、可能な限り市内業者へ発注するように努めること。
- (4) 入札参加資格を満たさないことが明白であるにもかかわらず入札に参加し、入札妨害と認められる場合、口頭又は書面により警告することがあるほか、入札参加資格停止等の措置を講じることがある。
- (5) 提出書類の作成、見積り、郵送その他入札参加に係る一切の費用は補償しない。

### 附 則

この共通事項は、平成20年10月1日から施行する。

この共通事項は、平成22年6月8日から施行する。

この共通事項は、平成23年6月1日から施行する。

この共通事項は、平成25年6月1日から施行する。

この共通事項は、平成27年6月1日から施行する。

この共通事項は、平成28年6月1日から施行する。

この共通事項は、平成29年6月1日から施行する。

この共通事項は、令和5年7月21日から施行する。